

第1回地域審議会(合同)資料

宇和島地域審議会
吉田地域審議会
三間地域審議会
津島地域審議会

宇和島市

と き 平成18年3月21日(火) 午前10時から

ところ 宇和島市役所 2F 大会議室

第1回地域審議会(合同)次第

日時 平成18年3月21日(火)午前10時から

場所 宇和島市役所2F 大会議室

1 開 会

2 委嘱状の交付

3 あいさつ

4 委員の紹介並びに会長、副会長の選出

5 その他

(1) 地域審議会の役割について

(2) 新市建設計画の概要について

(3) 地域審議会会議の傍聴に関する申し合わせについて

(4) その他

6 閉 会

地域審議会委員名簿(4地域)

宇和島地域		吉田地域		三間地域		津島地域	
氏 名	所属団体名	氏 名	所属団体名	氏 名	所属団体名	氏 名	所属団体名
島 瀬 義 昭	宇和島地区連合自治会	石 山 律 子	吉田町民生児童委員協議会	福 鹿 定	区長会	山 村 幸	津島町女性会議
牧 野 恵 子	宇和島地区女性団体連絡協議会	清 家 喜久子	吉田町女性団体連絡協議会	今 西 吉 久	区長会	新 田 一 詩	津島町商工会
上 田 一之介	宇和島市青年会議所	山 本 和 美	吉田町手をつなぐ育成会	竹 城 義 一	区長会	坂 本 猪 明	北灘漁業協同組合
福 本 暹	宇和島市老人クラブ連合会	紀 山 昌 彦	吉田町区長会	松 田 努	集落営農協議会	新 田 又次郎	津島町老人クラブ連合会
兵 頭 高 広	宇和島市農業後継者協議会	清 家 磯 晶	吉田町老人クラブ連合会	有 馬 美 恵子	美沼ふれあい市出荷部会	梶 原 尚 樹	津島町漁業後継者
中 平 道 治	宇和島市漁協合併推進協議会	清 家 一 美	吉田町商工会青年部	大 江 清	三間町商工会	山 本 浩 康	津島町自治会
笠 岡 繁 樹	宇和島商工会議所	若 山 音 吉	吉田町農業技術者連絡協議会	藤 畑 里 子	三間町商工会婦人部	河 野 順 子	津島町生活改善グループ
水 野 佐智子	宇和島文化協会宇和島支部	森 本 正 吉	吉田町漁業協同組合	森 藤 裕 子	三間町婦人会	谷 村 リウ子	津島町林業研究グループ
学識経験者	毛利 美恵子	赤松 登美子		田 中 豊 影		広 瀬 孝 子	
	藤井 万一郎	土居 ナホミ		薬師寺 彦介		藤原 キヨエ	
	吉 原 純 子	西 村 久 一		安岡 きよ子		音 無 征	
	米田 美恵子	清 家 政 夫		高 月 直 子		浅 野 藤 男	
公 募	松 本 俊 樹	金 子 進		中矢 千穂子		岡 村 浩 之	
		赤 松 嘉 進		毛 利 富 雄			
		奥 野 要 蔵		村 田 政 文			

第15回協議会(H15.10.14)にて確認され、4市町議会で配置分合5議案の議決(H17.3.14)を得て、『地域審議会の設置に関する告示』が合併時(H17.8.1)に即時施行し、旧4市町で地域審議会が設置された。

宇和島市、北宇和郡吉田町、同郡三間町及び同郡津島町の廃置分合に伴う
地域審議会の設置に関する協議書

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づき、次のとおり地域審議会(以下「審議会」という。)を置く。

名 称	設置区域
宇和島地域審議会	合併前の宇和島市の区域
吉田地域審議会	合併前の吉田町の区域
三間地域審議会	合併前の三間町の区域
津島地域審議会	合併前の津島町の区域

(設置期間)

第2条 審議会の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。

(所掌事項)

第3条 審議会は、新市の設置区域ごとに、当該区域に係る次の各号に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申する。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 審議会は必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第4条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、当該区域に住所を有する者で次の各号に掲げるものの内から、市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体の役職員
- (2) 学識経験者

(任期及び失職)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、設置区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第7条 審議会に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後、最初の会議は市長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 会議は原則として公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、市長部局において処理する。

(附則)

第10条 審議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

地域審議会の傍聴に関する申し合わせ（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域審議会の設置に関する協議書第8条第6項の規定に基づき、宇和島地域、吉田地域、三間地域、津島地域の審議会（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴人の定員）

第2条 会議の傍聴人の定員は、30人とする。ただし、会場の都合によりこれを制限することができる。

（傍聴の手續）

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿（別記様式）に住所、氏名及び年齢を記入しなければならない。

（傍聴席に入ることができない者）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、複写機、映写機の類を携帯している者。ただし、撮影し、又は録音することにつき審議会の会長（以下「会長」という。）の許可を得た者は、この限りでない。
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) げた、木製サンダルの類を履いている者
- (7) 酒気を帯びていると認められる者
- (8) 異様な服装をしている者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害するおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

（傍聴人の守るべき事項）

第5条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。

- (3) 携帯電話、PHS及びポケットベル等の使用をしないこと。
- (4) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (5) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 不体裁な行為又は他人に迷惑となるような行為をしないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(職員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの申し合わせに違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第10条 この申し合わせに定めるもののほか、傍聴の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この申し合わせは、平成18年 月 日から施行する。

別記様式（第3条関係）

平成 年 月 日

傍 聴 人 受 付 簿

番号	住 所	氏 名	年 齢	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				